13 公共料金等の軽減

1. 都立公園等の入場料免除

(1)対象 身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受

けている方と介護者。

(2)施設名 次の都立公園では、窓口に手帳を提示すると無料で入場できます。

多摩動物公園、恩賜上野動物園、井の頭恩賜公園自然文化園、神代植物公園、浜離宮恩賜庭園、六義園、旧芝離宮恩賜庭園、

清澄庭園、向島百花園、旧古河庭園、殿ヶ谷戸庭園

小石川後楽園、夢の島熱帯植物館、葛西臨海水族館など

なお、都立公園駐車場で、手帳を提示すると無料で利用できる場

合もあります。

2. 郵便料金の減額・免除

(1)盲人用郵便物 次の郵便物で開封のものは無料になります。

盲人用点字のみを掲げたものを内容とするもの

盲人用の録音物又は点字用紙を内容とする郵便物で所定の様式

により点字図書館、点字出版施設など日本郵政の指定を受けたものか

ら差し出し、又はそれらに差し出されるもの

(2)盲人用点字小包 盲人用郵便物として差出せない大型のもの等を小包にする場合、

3 k g までのものは冊子小包料金の半額、3 k g を超えるものについ

ては一般の小包料金の半額。

(3)心身障がい者用

図書館から障がい者に郵送で貸出し又は返送される図書の場合、

冊子小包 |冊子小包料金の半額。

(4)聴覚障がい者用小包

聴覚障がい者用ビデオを、日本郵便の指定する聴覚障がい者福祉施設

と聴覚障がい者との間で発受する場合は、冊子小包料金の半額。

< 問合せ >

各郵便局

3.テレビ受信料の減額・免除

(1)全額免除となる世帯

身体障害者手帳を持っている人がいる世帯で、世帯員のすべての方が 住民税非課税の場合

愛の手帳を持っている人がいる世帯で、世帯員のすべての方が住民税 非課税の場合

精神障害者保健福祉手帳を持っている人がいる世帯で、世帯員のすべての方が住民税非課税の場合

(2)半額免除となる世帯 (障がい者の方が世帯 主かつ契約者の場合) 身体障害者手帳を持っている視覚障がい者又は聴覚障がい者 身体障害者手帳1・2級を持っている身体障がい者

愛の手帳1・2度を持っている知的障がい者

精神障害者保健福祉手帳1級を持っている精神障がい者

戦傷病者手帳を持っている戦傷病者

(特別項症から第1款症までの方)

(3)申請の窓口

身体障がい者・知的障がい者

障害者福祉課相談支援係 内線 2685

精神障がい者

障害者福祉課こころの健康推進係 内線2688

戦傷病者

東京都福祉保健局生活福祉部計画課 電話 5320-4076

< 問合せ >

NHK首都圏局視聴者リレーションセンター東京中央オフィス 電話 5456 - 2141 FAX 5456 - 6131

4.水道・下水道料金の免除

申請により、水道料金は基本料金を、下水道料金は1か月について8立 方メートル以下の汚水排出量にかかる料金が免除になります。

(1)対象

児童扶養手当、特別児童扶養手当を受けている世帯と、生活保護による 生活扶助等、各扶助の受給世帯に限る。

障害者手帳を持っているだけでは支給要件に該当しません。

< 問合せ >

東京都水道局荒川営業所

〒116-0003 荒川区南千住6-40-1 電話 5850-1595 FAX 3802-2648

5.ふれあい案内(電話番号案内(104番)の無料利用)

視覚・聴覚・上肢などの不自由な方、知的障がい及び精神障がいのある方を対象に、番号案内料を無料とするものです。ご利用には、事前に登録が必要です。

(1)対象

身体障害者手帳をお持ちで、次のいずれかの障がいのある方

- ・視覚障がい・・聴覚障がい
- ·肢体不自由(上肢·体幹·乳幼児以前の非進行性の脳病変による運動機 能障がい)1~2級
- ・音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい

戦傷病者手帳をお持ちで、次のいずれかの障がいのある方

- ・視覚障がい (特別項症~第6項症)
- ·肢体不自由(上肢) (特別項症~第2項症)
- ・聴覚障がい (第2項症、第4項症)
- ·音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい

(第1項症、第2項症、第4項症)

愛の手帳をお持ちの方

精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

< 問合せ >

NTT東日本 電話 0120-104-174 FAX 0120-104-134

6.青い鳥郵便葉書

障がいのある方で希望される方に無料で「はがき」を配布します。

(1)対象

身体障害者手帳1、2級 愛の手帳1、2度

(2)内容

年1回、4月~5月に、申し込みにより20枚を無料で配布します。

< 問合せ >

各郵便局

7.携帯電話料金の割引

(1)対象

身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている人。

(2)内容

携帯電話の基本使用料や各種サービス等の割引を受けることができます。

割引率や申込み方法等の詳細は、各携帯電話会社へ問い合わせてください。

< 問合せ >

各携帯電話会社